

必ず、工事着手前に申請手続きを行い、
交付決定通知書が交付されてから工事着手してください

克雪すまいづくり支援事業(補助制度)

十日町市では、雪に強いまちづくりを進めるため、克雪住宅の整備を支援します

R 8 制度を一部改正(拡充)しました

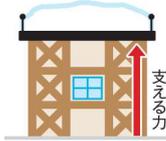
申請 受付期間

令和8年 4月1日(水) ~ 10月30日(金)

(ただし、予算額に達した場合は、受付を終了します)



融雪式



耐雪式



落雪式

補助金を受けられる人

- ・市内に、克雪住宅(戸建住宅)の整備(新築・改築・増築・改良)をする人
- ・市税等を完納している人
(平成2年度以降に市がおこなう克雪住宅関連補助を受けた人は対象外)

補助の対象となる住宅

- ・戸建住宅(併用住宅を含む)の新築・改築・増築・改良、または、建売住宅を購入する場合、下記の要件を満たす住宅(車庫・物置等は対象外)
- ・**屋根全面の克雪化**(屋根雪を人力で降ろす必要のない住宅)が条件となります

克雪方式	要件
融雪式	・ 屋根融雪装置 を設置したもの(地下水の開放利用を伴うものを除く)
融耐雪式	・ 生活余熱等 を利用した融雪構造のもの
耐雪式	・ 積雪荷重に対し安全な構造 で、かつ、 雪庇防止対策 をしたもの ※ 雪庇防止対策として 雪庇防止フェンス を設置する場合は、 建物四周に、屋根面の水上レベルから 高さ2.0m のものを設置 ※ 地上の外構部分で冬期間の通行がなく、屋根先端から自己所有地の敷地境界線までの距離が 2.5m以上 の部分については、 雪庇防止対策を省略 することができる
	・積雪荷重 : 29.4 N/cm・㎡ (新潟県建築基準法 施行細則) ・ 垂直積雪量 : 十日町・中里 : 3.3m、川西 : 3.0m、松代 : 3.6m、松之山 : 3.7m
落雪式 高床落雪式	・自然落下させる屋根構造(4寸勾配以上)、または、強制落雪装置のあるもの ・落下させた雪を 自己所有地内で処理 できるもの ※ 落雪の堆雪離隔距離を確保【別表1】 <高床落雪式> ・上記に加えて、 1階 を鉄骨造または鉄筋コンクリート造の 高床基礎 とし、 2・3階を木造としたもので、 高床基礎部分の高さ (GLから高床基礎の天端までの高さ)が 1.5m以上 のもの ※ 高床部分に一部でも 居室 (玄関・階段等は除く)がある場合は、 高床基礎の加算算定はできません ※ 落雪式・高床落雪式ともに、「誓約書」の提出が必要です ※ 落雪式・高床落雪式ともに、自己所有地内で堆雪離隔距離を確保できない場合は、 隣地所有者の署名のある「同意書」の提出が必要です

《問合せ・申込み先》

十日町市役所 都市計画課 建築住宅係 (本庁舎3階)

☎ 025-757-9935 (直通)

補助対象工事費

克雪方式		補助対象工事費（克雪化に伴う工事費）
新築 改築	融雪式	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根融雪装置（構造）の工事費 ・諸経費 等
	耐雪式 融耐雪式	<ul style="list-style-type: none"> ・延床面積に応じて定める額 【別表2】
	落雪式	<ul style="list-style-type: none"> ・一般住宅と落雪式住宅との屋根工事費（屋根構造・屋根葺材）の差額^(※1) ・ボイラー等の加熱装置のある融雪池（地下水利用は不可）設置の工事費 ・諸経費 等
	高床 落雪式	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の落雪式と同じ ・一般住宅と高床住宅との基礎工事費の差額^(※1) ・諸経費 等
改良	融雪式	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根融雪装置（構造）の工事費 ・仮設足場の経費 ・諸経費 等
	落雪式	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根構造の工事費 ・屋根葺材の工事費（差額のみ算入） ・既存屋根撤去の工事費 ・ボイラー等の加熱装置のある融雪池（地下水利用は不可）設置の工事費 ・仮設足場の経費 ・諸経費 等
	高床 落雪式	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の落雪式と同じ ・高床基礎の築造の工事費 ・諸経費 等
増築		<ul style="list-style-type: none"> ・上記の基準に準じる <p>※既存部分を含めて、住宅全体を克雪化することが条件となります</p>

(※1) 落雪式・高床落雪式の“新築”の場合の補助対象経費は、
【別紙】補助対象経費算出書 により、算出してください

補助金交付額

克雪方式	補助 上限額
融雪式 融耐雪式	44万円
耐雪式 落雪式 高床落雪式	33万円

[上乗せ加算] **要援護世帯** : 最大 **22万円** 加算

[上乗せ加算] **居住誘導区域** : 最大 **22万円** 加算

【R8改正】 **要援護世帯の加算額を増額** : 最大11万円 → 最大22万円
加算区域の拡大 : 中心市街地区域 → 居住誘導区域
加算区域の対象を追加 : 落雪式（高床落雪式）を追加

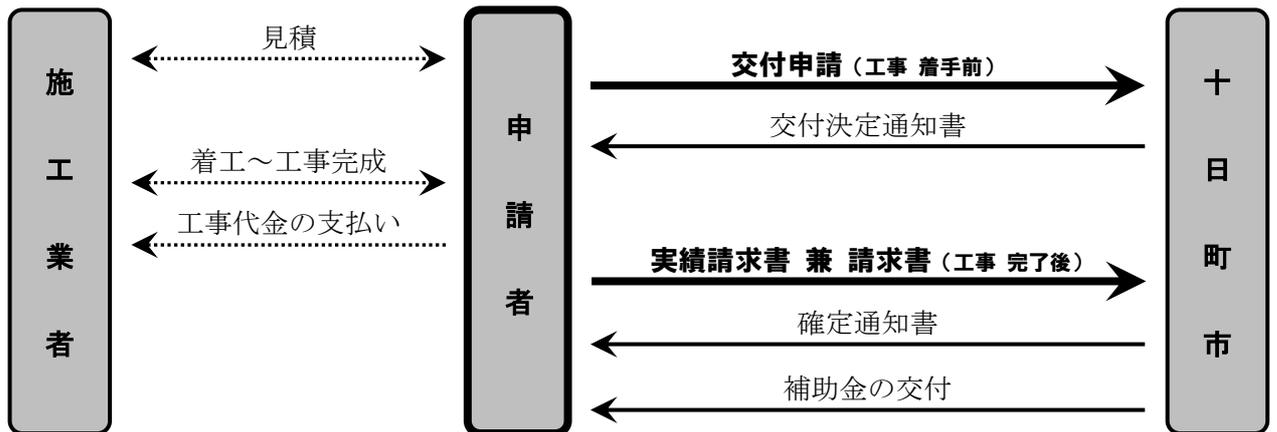
補助金交付額の算出方法・補助率

R 8 改正

(千円未満 切捨て)

克雪方式 等		補助額 算定式 ・ 補助率	補助 上限額
融雪式	居住誘導区域 かつ 要援護世帯 【別表3】	補助対象工事費 (限度：250万円)	× 0.352 88万円
	居住誘導区域		× 0.264 66万円
融耐雪式	要援護世帯 【別表3】		× 0.264 66万円
	上記 以外		× 0.176 44万円
耐雪式	居住誘導区域 かつ 要援護世帯 【別表3】	補助対象工事費 (限度：250万円)	× 0.308 77万円
	居住誘導区域		× 0.220 55万円
落雪式	要援護世帯 【別表3】		× 0.220 55万円
	上記 以外		× 0.132 33万円

申請～交付の流れ



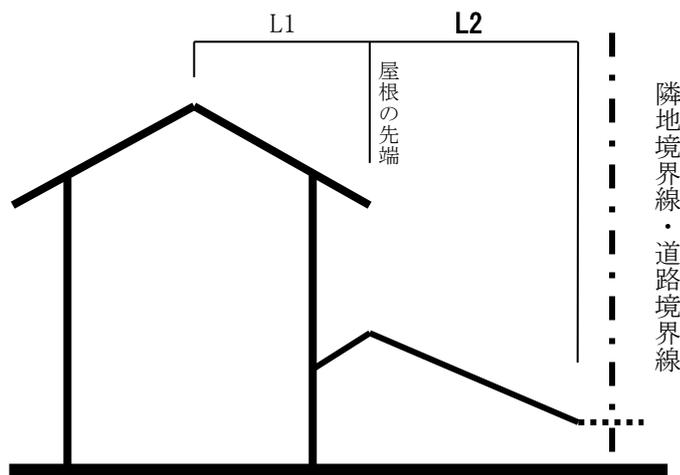
交付申請・工事完了後の提出書類

【工事 着手前】	【工事 完了後】
提出期限：令和8年 10月30日(金)	提出期限：令和9年 3月5日(金)
交付申請書	実績報告書 兼 請求書
<ul style="list-style-type: none"> 交付申請書(様式1) 市税納税証明書 (納税証明請求書(様式第50号の2)に市税務課で証明印を受けたもの) 補助事業内容説明書(別紙) 補助事業内容説明書(別紙)に記載の添付書類 要援護世帯の該当を証明する書類(要援護世帯のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告書 兼 請求書(様式13) 工事写真(着手前・工事中・竣工) ※2 工事請負契約書の写し 領収書の写し 異動後の住民票 (工事完了後に、補助対象住宅に転居した場合のみ) 通帳(表紙の裏面)のコピー

(※2) [新築 等] 着手前：更地の状況、工事中：上棟の状況、竣工：住宅全景・屋根形状全景(複数のアングル)

(※2) [改良] 着手前：工事着手前、工事中：工事途中の状況、竣工：住宅全景・屋根形状全景(複数のアングル)

【別表 1】落雪式における堆雪離隔距離の基準



L1 : 屋根の水平長さ [m]

L2 : 堆雪離隔距離 [m]

L1	L2	L1	L2
1.4	1.0	8.7	5.7
2.4	1.9	9.7	6.1
3.3	2.6	10.6	6.5
4.2	3.2	11.5	6.9
5.1	3.8	12.4	7.3
6.0	4.4	13.3	7.6
6.9	4.8	14.2	8.0
7.8	5.3	15.1	8.3

【別表 2】耐雪式・融耐雪式における補助対象工事費

・延床面積に応じて定める額が補助対象工事費となります

床面積 (以上～未満) [㎡]	補助対象 工事費 [千円]	床面積 (以上～未満) [㎡]	補助対象 工事費 [千円]	床面積 (以上～未満) [㎡]	補助対象 工事費 [千円]
～ 5	0	45～50	881	90～ 95	1,763
5～10	98	50～55	979	95～100	1,862
10～15	196	55～60	1,078	100～105	1,959
15～20	294	60～65	1,174	105～110	2,057
20～25	391	65～70	1,274	110～115	2,155
25～30	490	70～75	1,371	115～120	2,253
30～35	589	75～80	1,469	120～125	2,351
35～40	686	80～85	1,568	125～130	2,448
40～45	791	85～90	1,666	130～	2,500

【別表 3】要援護世帯

区分	要件
1 高齢者世帯	ア 世帯全員が、満 65 歳以上の者のみで構成されている世帯 (ひとり暮らしを含む) イ 満 65 歳以上の高齢者と満 18 歳以下の児童 (18 歳に達した日以降最初の 3 月 31 日までの児童を対象) のみで構成されている世帯 ※ ア、イとも介護保険の要支援以上については 60 歳以上とする
2 身体障がい者世帯	・世帯主が、身体障害者福祉法施行規則に定める障がいの級別が 1 級から 6 級までの障がい者である世帯
3 精神障がい者世帯 知的障がい者世帯	・世帯主が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める障害等級が 1 級から 3 級に該当する者 ・世帯主が、知的障害と判定された者に対して都道府県知事が発行する療育手帳若しくは知的障害者判定機関の判定書を持っている者である世帯
4 ひとり親世帯	・世帯主が、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者のない者で現に児童を扶養している者 ・世帯主が、父母のいない児童を養育する者で、世帯主以外の構成員が満 18 歳以下の児童 (18 歳に達した日以降最初の 3 月 31 日までの児童を対象) である世帯
5 その他	・ 1～4 の条件が複合している世帯